

議案第 49 号

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 9 月 3 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）の一部改正により、所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成30年 月 日公布  
里庄町条例第 号

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域特定業務施設整備計画に伴う固定資産税の特例に関する条例（平成28年里庄町条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第1条中「第5条第4項第5号」を「第5条第4項第5号イ」に、「認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

第2条中「平成30年3月31日」を「平成32年3月31日」に、「地方活力向上地域特定業務施設整備計画」を「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」に改める。

附 則

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行し、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用する。